



＊地域の身近な相談相手＊

民生委員・児童委員



みんなで支え合う地域づくりへ
民生委員・児童委員の活動にご協力ください

静岡県

民生委員・ 必要な支援につなぎ



民生委員・児童委員とは

地域の一員として、地域の福祉を担う無報酬の「地方公務員」です
地域のよき「相談相手」、専門機関の「つなぎ役」として、誰もが住みよい、
福祉のまちづくりを推進しています

民生委員は、児童委員を兼ねており、自らも住民の一員として、厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しており、介護や子育ての心配ごとや生活上の困りごとなど、福祉に関する様々な相談に応じています

- ▶ 給与の支給はなく、民間の奉仕者として活動しています
- ▶ 任期は3年です（再任可）
- ▶ 静岡県で約7千人、全国で約23万人の民生委員・児童委員が活動しています

児童委員が 地域とともに支えます



主任児童委員とは

子どもや子育てに関する支援を「専門に担当」する民生委員・児童委員です
(担当区域はもちません)

- ▶ 学校や児童福祉機関などと連絡調整を行ったり、民生委員・児童委員と連携して子育て支援や児童の健全育成活動などを行います

民生委員・児童委員には

「守秘義務」があり、秘密は守られます

- ▶ 民生委員・児童委員には民生委員法に基づく守秘義務があり、個人情報やプライバシーに配慮した支援活動を行います
- ▶ 守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます

民生委員・児童委員の活動

※地域によって活動内容は異なります。

相談・支援

住民からの相談を受け、必要な福祉サービスの情報を提供したり、関係する専門機関につなぎます。

訪問活動

高齢者世帯や障害者世帯、子育て世帯などを訪問し、見守りを行います。



調査・実態把握

行政からの依頼を受けて高齢者実態調査などに協力します。

高齢者への
配食サービスの支援

状況確認（証明事務）

児童扶養手当の受給に必要な現況届や就学援助申請を行うための意見書、生活福祉資金の借入に必要な調査書などを作成します。

行事・会議への参加・協力

●情報提供

行政から依頼される制度周知など（例：熱中症の注意喚起）に協力します。

●会議への参加

行政や関係機関（地域包括支援センターなど）で開催される会議に出席します。

●小中学校などへの協力

学校行事や学校での情報交換会などに参加し、児童や教員と顔の見える関係づくりをします。

●自治会・町内会などへの協力

自治会・町内会の部会や委員会などへの参画や地域の行事に参加します。

地域福祉活動・自主活動

- 地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）として、住民の安全・安心な暮らしを守る事業（例：防災キットの配布）を行います。
- 子どもの犯罪被害や事故を防ぐため、通学路での声かけ運動や危険箇所マップの作成などを行います。
- 家庭の孤立を防ぐため、高齢者サロンや子育てサロンの運営に協力します。
- 制度の理解促進に向け、民生委員・児童委員活動のPRを行います。

主任児童委員の活動 ※地域によって活動内容は異なります。

主任児童委員は、児童委員のうちから指名され、担当区域を持たず、児童福祉に関する問題を専任として、学校などの児童福祉機関との連絡・調整役や児童委員への援助を行うなど、関係機関と協力して活動します。

相談・援助

子ども、子育て家庭への相談や支援を行い、必要に応じて福祉サービスなどの情報の提供、その他援助を行います。

子育て活動の支援

- 子育て中の親のグループ活動を支援します。
- 子どもが「ふれあい体験」を持つ活動や子育てサロンなどの運営への協力を行い、子どもや子育て家庭と交流する場の支援活動を行います。

会議への参加

- 行政、児童相談所、学校などの関係機関で開催される会議に出席します。
- 学校での行事や情報交換会などに参加し、児童や教員と顔の見える関係づくりをします。



登下校時の見守り

✿ 活動中の事故やケガの補償について

委員活動は、世帯訪問など外出する機会が多く、思わぬ事故やケガに遭うことがあります。

委員は非常勤の地方公務員であるため、公務災害の対象となります。

また、活動保険に加入しますので、事故などによる怪我の補償だけでなく、対人・対物に対しても補償の対象となります。

地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）の活動

✿ 定例会の開催

毎月定例会を開催し、委員同士の連携を図るとともに、研修や困難事例の支援方法の検討などを行います。

✿ 地域福祉活動・自主活動

高齢者のサロン、子どもの居場所など、地域福祉活動への参加や協力をしています。その他、地域の行事や市町単位での高齢者専門部会などの活動に参加します。



データから見る民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員 1人あたりの年間の活動件数（静岡県）

平成30年度「福祉行政報告例」より

活動の区分	民生委員・児童委員全体	うち主任児童委員
①訪問・連絡活動回数	175.1回	109.8回
②相談・支援件数	16.7件	12.9件
③相談・支援以外の活動件数	119.7件	107.0件
④連絡調整回数	60.9回	92.1回
⑤年間の活動日数	129.7日	119.5日

●活動の区分の説明

①訪問・連絡活動回数

見守り、声かけなどを目的として、高齢者、障がい者、子育て家庭などを訪問したり、電話連絡した回数

②相談・支援件数

個人や世帯からの直接の相談のほか、関係機関・団体と協力しての個人や世帯の支援についての取り組み件数

③相談・支援以外の活動件数

サロン活動などの地域福祉活動、学校行事や地域における行事への参加、行政などからの依頼や民児協独自で行う支援世帯の調査・状況把握、民児協運営に関わる活動などが含まれます。

④連絡調整回数

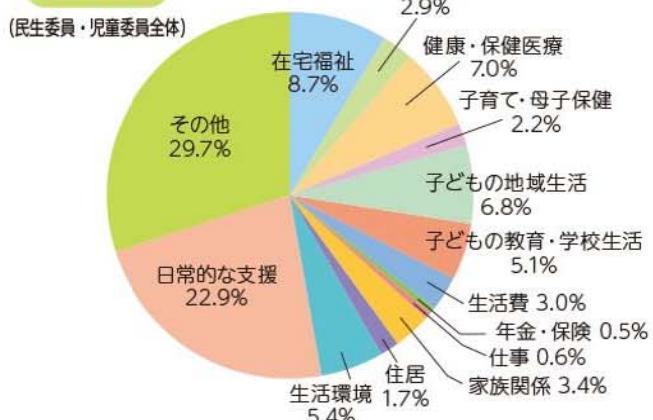
委員相互や、行政、社会福祉協議会、社会福祉施設、児童相談所、学校等の関係機関との連絡調整を行った回数

⑤年間の活動日数

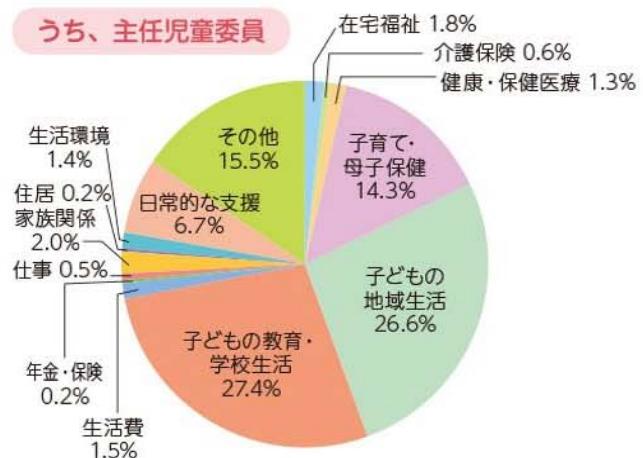
委員が活動を行った実日数

相談・支援の活動内容・分野別割合

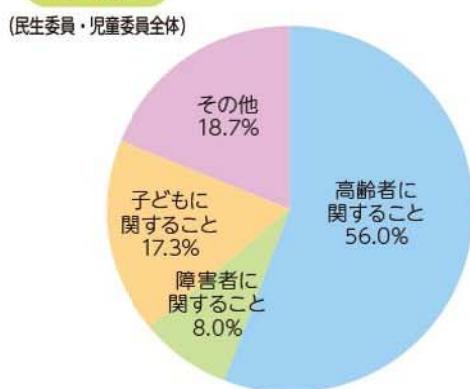
内容別



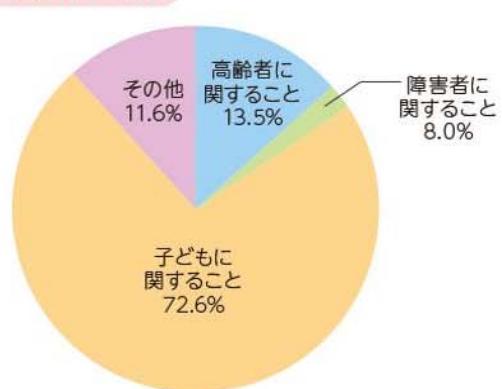
うち、主任児童委員



分野別

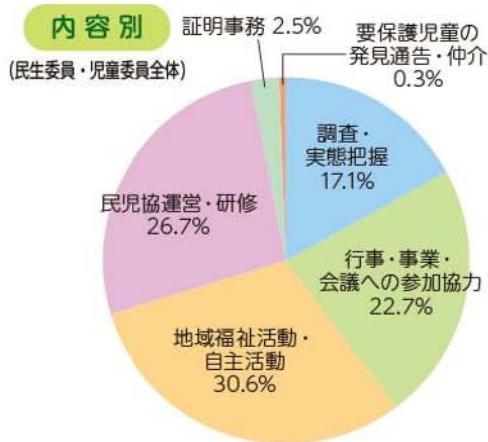


うち、主任児童委員

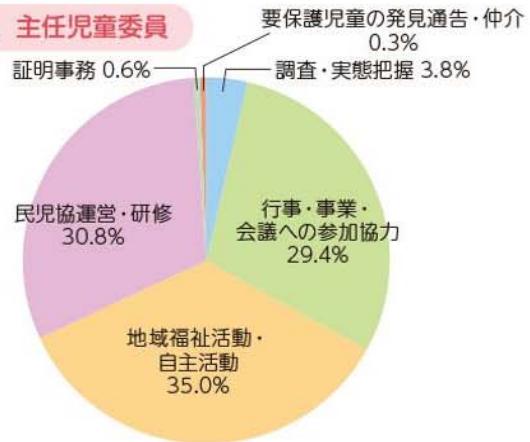


相談・支援以外の活動内容別割合

内容別



うち、主任児童委員



活動件数の合計 (1人あたりの月間活動件数)

件数 587,608件 (1委員あたり11.4件)

うち、主任児童委員

件数 40,286件 (1委員あたり10.0件)

活動日数等 (1人あたりの月間活動日数等)

活動日数 558,915日 (1委員あたり10.8日)

訪問回数 492,491回 (1委員あたり9.5回)

連絡調整回数 262,319回 (1委員あたり5.1回)

うち、主任児童委員

活動日数 40,136日 (1委員あたり10.0日)

訪問回数 5,960回 (1委員あたり1.5回)

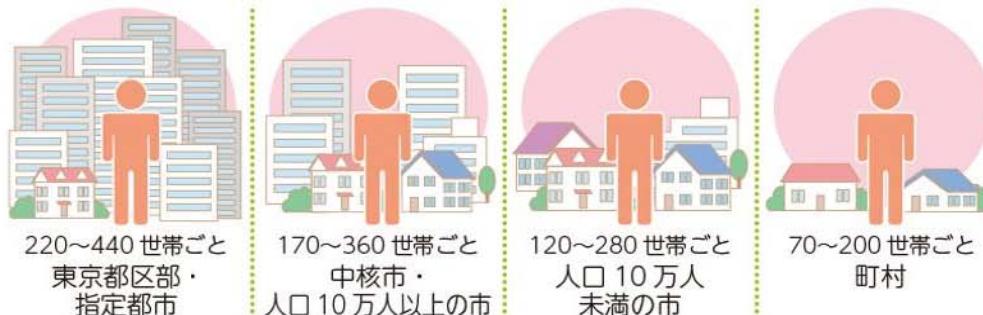
連絡調整回数 30,944回 (1委員あたり7.7回)

民生委員・児童委員の担当区域と配置基準

主任児童委員以外の民生委員・児童委員には、担当区域が定められており、定数は次の基準により定められています。

民生委員・児童委員の配置基準（静岡県は、国の定める基準と同じ基準です）

民生委員・児童委員の配置基準（民生委員・児童委員 1人当たり）



主任児童委員の配置基準

民生委員・児童委員定数
39人以下の民児協

主任児童委員
2人

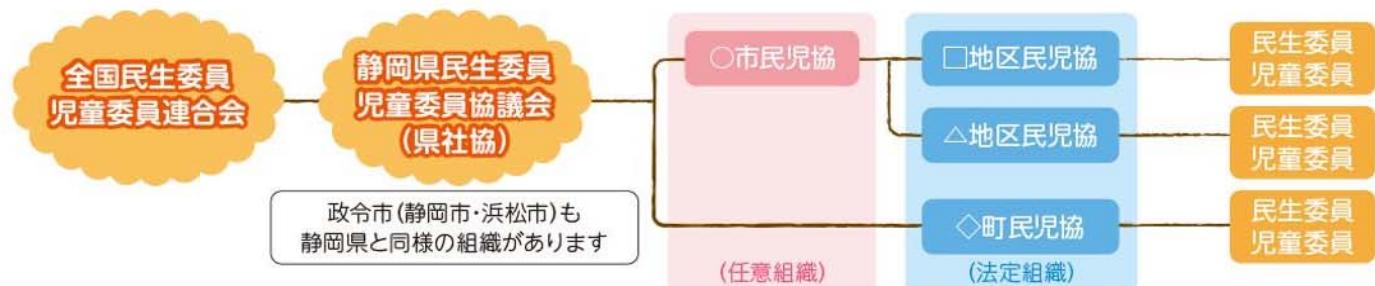
民生委員・児童委員定数
40人以上の民児協

主任児童委員
3人

民生委員・児童委員の組織

民生委員・児童委員は、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協。単位民児協とも言います。）に属してその一員として活動します。民生委員・児童委員は、行政、関係機関、事業者などと連携して地域福祉を推進します。

地区民児協では、毎月定例会を開催し、委員同士の連携を図るとともに、研修や困難事例の支援方法の検討などを行っています。



民生委員・児童委員の選任

市町の民生委員推薦会は、地域の「自治会・町内会」などからの推薦をもとに候補者を選任し、市町を経由して県知事に推薦します。民生委員・児童委員は県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣から委嘱されます。



個人情報の取扱

- 民生委員・児童委員には、民生委員法第15条により守秘義務が課せられており、委員退任後も引き続き課せられます。
- 委員の職務は、要支援者の私生活に立ち入り、一身上の問題に介入することが多くなるため、職務の中で知り得た個人の秘密は、固く守らなければなりません。家族や近所の人などに漏らすなど住民の信頼を損なうことのないよう、プライバシーや人権に配慮した行動や姿勢が大切です。
- 活動の中で作成する記録（福祉票など）についても、個人や世帯の情報に関する事項が多く含まれるため、記録や資料の保管方法や訪問時に記録の持ち出しをしないなどの配慮が必要です。

民生委員・児童委員の歴史

民生委員制度は、富士市出身の笠井信一氏（第13代静岡県知事）が、岡山県知事であった大正6年（1917年）5月12日に創設した『済世顧問制度』が起源とされ、制度創設以来、社会情勢の変化に対応した支援活動を行ってきました。

また、戦後の窮乏が深刻化する中、昭和22年（1947年）に児童福祉法の制定により、民生委員が児童委員を兼ねることとされ、翌年の昭和23年（1948年）に民生委員法が制定され、委員の資格要件や任期を3年とすることなどが明確にされました。

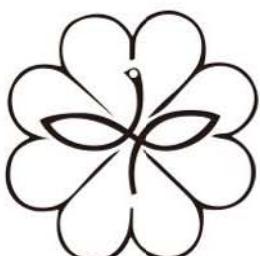
平成12年（2000年）には民生委員法が改正され、民生委員・児童委員は「住民の立場に立った相談、援助者」と位置付けられ、地域福祉の担い手として住民の福祉の増進を図るための活動を行っています。

民生委員制度は、平成29年（2017年）に制度創設から100周年、児童委員制度は70周年を迎えました。



《笠井信一氏像》 富士市出身

民生委員・児童委員の活動理念



民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員のバッジなどに用いられているこのマークは、幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

民生委員児童委員信条

- 一 わたくしたちは 隣人愛をもつて
社会福祉の増進に努めます
- 一 わたくしたちは 常に地域社会の
実情を把握することに努めます
- 一 わたくしたちは 誠意をもつて
あらゆる生活上の相談に応じ
自立の援助に努めます
- 一 わたくしたちは すべての人々と
協力し 明朗で健全な地域社会
づくりに努めます
- 一 わたくしたちは 常に公正を旨とし
人格と識見の向上に努めます

「民生委員児童委員信条」は、民生委員の基本的態度や活動の目標を簡潔に示した民生委員・児童委員にとっての座右の銘といえ、全国の委員が常に心に留めているものです。

昭和 26 年に民生委員自らが定めて以来、全国の委員の精神的支柱となってきました。

児童憲章（前文）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、
児童に対する正しい観念を確立し、
すべての児童の幸福をはかるために、
この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

日本国憲法の制定から間もない昭和 26 年に、児童福祉の理念を社会に定着させるために定められました。児童委員を兼ねる民生委員にとり、活動の基本理念となっています。

おわりに



私たち民生委員・児童委員は、活動を通じ、地域住民との信頼を築き、
地域住民の声を聴いています。

しかし、声を出さないでじっと我慢をしている人達が地域にはまだまだ
います。

日頃の挨拶や声かけを通じ、地域が様々なつながりを持つことで、
困っている人が、『声をあげれば、何とかなる』と希望を持てる地域
づくりに、住民だけでなく、地域で活動される皆様と共に取り組んで
いけたらと思います。





民生委員・児童委員に関するお問い合わせ先

●お住まいの市町の民生委員・児童委員担当課へお問い合わせください。